

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年4月11日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 柳泉園組合が定めている厚生施設使用料の適正化について調査及び検討し、利用者負担の公平性を確保するため、柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を柳泉園組合管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

- (1) 厚生施設使用料に関する事項に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、管理者が委嘱又は選任する。

- (1) 学識経験者 1名以内
- (2) 周辺住民 2名以内
- (3) 施設利用団体関係者 2名以内
- (4) 柳泉園組合職員 4名以内

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は選任された日から、管理者に検討結果を報告する日までとする。

(会 議)

第 7 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

(謝 金)

第 8 条 委員会の委員のうち、第 4 条第 4 号に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

(庶 務)

第 9 条 委員会の庶務は、施設管理課管理係において処理する。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

1 この訓令は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

2 この訓令は、第 2 条の規定による管理者への報告の日の翌日をもって、その効力を失う。